

平成23年第12回玉名市農業委員会総会議事録

平成23年12月27日（火）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	寺田 誠一	2番	東 令佐	3番	西川 英文	4番	三原 一男
5番	星野 泉	6番	永田 知博	7番	島村 隆雄	8番	永田 達三
9番	奥村 隆一	10番	坂西 孝之	11番	嶋田 清人	12番	本田多美子
13番	丸山 近信	14番	田尻 敏夫	15番	西木 美津子	16番	河野 征史
17番	取本 一則	18番	粟田 稔	19番	田上 一	20番	原口 邦弘
21番	堀本 義寛	22番	小路 修三	24番	吉田 道子	25番	柴原 豊
26番	松下 善伸	27番	杉本 征子	29番	小澤 一成	30番	中尾 新一
31番	塚本眞由美	32番	田中 正司	33番	岡本 大助	34番	早高 義徳
35番	平野 和昭	36番	藤川 賢一	37番	石本 和成	38番	小田 募

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである

23番 木村 勝 28番 松村 毅一

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0 名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 永井 正治 次長 西村 則義 主任 宮田 正文 主査 西山 美和
主任 清田 静香

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

2 名

議 題

第74号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第75号 農地の賃貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第76号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第77号 事業計画変更承認申請について（5条許可分）
第78号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第79号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第80号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第 3 3 号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第 3 4 号 農地の形状変更届について

第 3 5 号 許可書返納届について

1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますけども、お揃いですので、ただいまから開催したいと思います。

その前にですね、ちょっと黒板に3カ所ほど、訂正なり3カ所お願いしたいというふうに書いております。8ページの議第75号の16番、住居の表示が玉名郡というふうになっておりましたので、玉名市横島町の方に訂正をお願いしたいと思います。それと12ページと13ページでは、ページの書き換えをお願いします。それから、26ページの議第80号の1番、貸付人の住所が北坂門田になっておりますけども、議案を作成して提出後、住所をそっちの方に変更されておりますので、松木の38-8ということになりましたので訂正をお願いしたいと思います。

現在の出席委員は38名の内、松村委員と木村委員2名の方から欠席の届けが出ています。36名の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しております。

ただいまから平成23年第12回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（永井正治君） まず、寺田会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし、進行していただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○会長（寺田誠一君） 皆さん、こんにちは。本日は師走のなにかとお忙しい中にもかかわらず、ご出席をいただきましてありがとうございます。いよいよ今年も最後の総会になりました。この1年間いろいろとお世話になりましたけど、無事に……迎えることになりまして大変ありがたく思っております。

それでは、議事に入りますけど、その前に1年前から私どもの上司でございます嶋田委員さんが、長期療養のために入院をされておりましたので、その際に会からお見舞いを差し上げておりますので、年会費を………と思います。それと永田達三さんも、……その後、検尿を受けてその後入院をされたので、これについても是非本人からのご挨拶をしたいと申し出がっておりますので、二方からだったと思いましたが、まず嶋田委員からお願いいたします。どうぞ。

○11番（嶋田清人君） こんにちは。本当に先だっこの入院に関しましてはお見舞いいただきまして、誠にありがとうございます。何とかですね、一応治療の方も終了したということでございますので、本当に皆さん方には迷惑かけまして、本当に心配をしていただきまして、ありがとうございます。今後とも農業委員として一生懸命やっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日は、

どうも本当にありがとうございました。

○8番（永田達三君） この度は急なことで、9月に入院をいたしました。委員会の方にも迷惑をかけまして、そして委員会の皆さんからお見舞いをいただきました。本当にありがとうございました。これからは、健康に注意して、また委員会の方に参加させていただきたいと思っております。どうも、本当にありがとうございました。

○会長（寺田誠一君） それと、もう1つ議事に入ります前に、皆さま方にお伝えをしたいと思っております。実は、平成23年度農業コンクール大会が、熊本の熊本テルサで1月24日に表彰式が開催されますけど、その中に、先般の新聞の記事に記載されておりましたけど、地域貢献賞として、私たちの耕作放棄地の解消に貢献をいただいております安田典司さんが、今回、高田の代表として受賞されることになりましたので、皆さま方にこの件についてご報告とご祝儀、お祝いを申し上げたいと思っております。また、・・・との・・・にもご挨拶がございますので、その辺もよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが議事に入りたいと思っております。

本日の議案は、議第74号より議第80号までの277件と、報告29件が提案されております。慎重な審議をよろしくお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

本日の議事録の署名委員は、吉田委員と松下委員をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（寺田誠一君） それでは、議第74号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議案認定をお願いいたします。議第74号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成23年12月27日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、長洲町と滑石の申請人で、申請物件が滑石の田、1,060㎡、他11筆、計10,960㎡を農業廃止と規模拡大による売買です。

2番、築地の申請人で、申請物件が築地の田、1,214㎡を経営縮小と耕作便利による売買です。

3番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の田、1,384㎡、他6筆、計8,067㎡を、子へ一括贈与するものです。

4番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田、249㎡を、相手方の要望と

規模拡大による売買です。

5番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田、1,365㎡を、子へ贈与するものです。

6番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑、266㎡、他4筆、計2,294㎡を甥へ贈与するものです。

7番、天水町と熊本市の申請人で、申請物件が青野の畑、1,803㎡、他2筆、計7,916㎡を、経営縮小と規模拡大による売買です。

8番、伊倉南方と滑石の申請人で、申請物件が伊倉南方の田、378㎡、他4筆、計4,548㎡を、相手方の要望と規模拡大による売買です。

9番、福岡県小郡市と岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑、557㎡を、農業廃止と規模拡大による売買です。

10番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑、195㎡を、労力不足と規模拡大による売買です。

以上10件、37,365㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） ありがとうございます。説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。1番お願いします。

○5番（星野泉君） 5番の星野です。1番について説明いたします。この土地は元々譲受人の土地でありまして、譲受人の下の周りを取り囲んでいるようなところでございます。ずっと譲受人の方がここを持っておられましたので、83歳になられたときも元気に小作をされておりましたので、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。次、2番お願いします。

○3番（西川英文君） 3番、西川です。この方は、譲渡人は経営……をするなりまして……ということで……から……ということで……で、譲受人は、……から、元気でやっておられますので、許可相当と判断しました。

○議長（寺田誠一君） ありがとうございます。次、3番お願いします。

○4番（三原一男君） 4番の三原です。3番は親子で子への贈与で問題もなく、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。次、4番お願いします。

○35番（平野和昭君） はい、35番、平野です。ここに書いてありますように、相

手方の要望と規模拡大ということでございますけれども、譲渡人の方は病気療養中ということでございますので、何の問題もなく許可相当であると判断いたします。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。次、5番お願いします。

○26番（松下善伸君） はい、26番、松下です。譲渡人は高齢で、子への贈与ということであり、許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。次、6番お願いします。

○19番（田上一君） 19番、田上です。譲渡人は現在、脳卒中で倒れて入院中のため、弟の息子さんである甥に贈与されるわけであって、農協の方も受人の方は一生懸命頑張っておられるし、問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。次、7番お願いします。はい、7番どちらですか。

○32番（田中正司君） 32番、田中でございます。これはですね、経営縮小と規模拡大ということでございまして問題ないと思います。許可相当だと思います。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。8番お願いします。

○5番（星野泉君） 5番の星野です。譲受人の方の規模拡大ということで、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 9番お願いします。

○18番（栗田稔君） 18番、栗田です。譲渡人の方は農業廃止と、譲受人の方は規模拡大ということで、問題なく許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。次、10番お願いします。

○34番（早高義徳君） はい、34番、早高です。譲渡人は、病気療養中でありまして、子供さんたちも、もう全部片づいてしましまして労力不足と、譲受人は規模拡大ということで、許可相当と判断いたしました。よろしくをお願いします。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。担当委員の説明が終わりました。他にご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） 他に、ご意見、ご質問ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。異議がないものと認め、議第74号は許可することに決定をいたします。

次に、議第75号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題

といたします。12番の申請者が、農業委員さんの親戚となっており、農業委員会法第24条並びに農業委員会規則第10条の規定に基づいて議事採用の制限による退席をお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第75号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成23年12月27日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、亀甲と伊倉北方の申請人で、申請物件が伊倉北方の田、859㎡、他1筆、計1,929㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成23年12月27日から5年間契約をするものです。

2番、両迫間の申請人で、申請物件が両迫間の田、682㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成23年12月27日から5年間の契約をするものです。

3番、上小田と玉東町の申請人で、申請物件が上小田の田、333㎡、他3筆、計4,584㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成23年12月27日から5年間の契約をするものです。

4番、上小田と玉東町の申請人で、申請物件が上小田の田、1,296㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成23年12月27日から5年間の契約をするものです。

5番、両迫間の申請人で、申請物件が両迫間の田、994㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成23年12月27日から5年間の契約をするものです。

6番、両迫間の申請人で、申請物件が両迫間の田、951㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成23年12月27日から10年間の契約をするものです。

7番、横島町と天水町の申請人で、申請物件が横島町の田、1,140㎡、他1筆、計2,473㎡を労力不足と相手方の要望により、平成23年12月27日から5年間の契約をするものです。

8番、川島の申請人で、申請物件が川島の田、2,888㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成23年12月27日から5年間の契約をするものです。

9番、福岡県遠賀郡岡垣町と岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑、461㎡、他1筆、計787㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成23年12月27日から5年間の契約をするものです。

10番、熊本市と天水町の申請人で、申請物件が天水町の田、1,441㎡、他1筆、計3,902㎡を、相手方の要望と規模拡大により、平成24年1月1日から10年間の契約をするものです。

11番、津留と寺田の申請人で、申請物件が津留の田、366㎡、他1筆、計1,

356㎡を、相手方の要望と耕作便利により、平成23年12月27日から2年間の契約をするものです。

12番、立願寺、水俣市、岱明町と天水町の申請人で、申請物件が天水町の田、2,354㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成23年12月27日から5年間の契約をするものです。

13番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の樹園地、2,246㎡、他3筆、計10,978㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成24年1月1日から5年間の契約をするものです。

14番、安楽寺と玉東町の申請人で、申請物件が安楽寺の田、2,699㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成23年12月27日から10年間の契約をするものです。

15番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田、3,204㎡を、労力不足と規模拡大により、平成24年1月1日から10年間の契約をするものです。

16番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田、2,473㎡を、労力不足と規模拡大により、平成24年1月1日から10年間の契約をするものです。

17番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田、756㎡を、経営縮小と相手方の要望により、平成24年1月1日から5年間の契約をするものです。

18番、築地の申請人で、申請物件が築地の田、604㎡を、労力不足と規模拡大により、平成24年1月1日から5年間の契約をするものです。

19番、横島町と大浜町の申請人で、申請物件が横島町の畑、3,438㎡を、労力不足と規模拡大により、平成24年1月1日から5年間の契約をするものです。

20番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田、1,135㎡、他5筆、計4,547㎡を労力不足と相手方の要望により、平成24年1月1日から5年間の契約をするものです。

21番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田、1,259㎡の内1,178㎡、他2筆、計4,558㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成24年1月1日から5年間の契約をするものです。

以上21件、57,453㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと。下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしていると判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） ありがとうございます。説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。1番お願いします。

- 10番（坂西孝之君） 10番の坂西です。おじ、甥の関係になりまして、労力不足と相手方の要望ということで、何ら問題もなく、許可相当と思われます。
- 議長（寺田誠一君） ありがとうございます。次、2番お願いします。
- 15番（西木美津子君） 15番、西木です。貸人の労力不足と借人の相手方の要望で5年間の再設定です。許可相当と判断いたしました。以上です。
- 議長（寺田誠一君） はい、次、3番お願いします。
- 14番（田尻敏夫君） 14番、田尻です。3番も4番も、貸人も借人も・・・・・・ですので、一緒に説明いたします。貸人が機械等の横転に遭ったとき、・・・義足ということですので、借人の方に耕作をお願いした次第ですので、許可相当と判断します。
- 議長（寺田誠一君） はい、ただいま3番、4番一括して説明が終わりました。次、5番、6番、説明者が同一人でございますので一括してお願いします。
- 15番（西木美津子君） 15番、西木です。・・・貸人の労力不足と借人の相手方の要望で再設定の契約です。許可相当と判断しました。5番、6番です。
- 議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。次、7番お願いします。
- 37番（石本和成君） 37番、石本です。労力不足と相手方の要望で、再設定でありますので許可相当と判断しました。
- 議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。次、8番お願いします。
- 9番（奥村隆一君） はい、9番、奥村です。再設定で相手方の要望、労力不足ということで問題ありません。
- 議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。次、9番お願いします。
- 21番（堀本義寛君） 21番、堀本です。これも同じように再設定ということで、許可相当と判断します。
- 議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。次、10番お願いします。
- 37番（石本和成君） 37番、石本です。相手方の要望と規模拡大ということで、また、再設定ということで許可相当と判断しました。
- 議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。次、11番お願いします。
- 12番（本田多美子君） 12番本田です。相手方の要望と耕作便利による申請ということで、許可相当と判断しました。
- 議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。次、12番お願いします。
- 32番（田中正司君） 32番、田中でございます。12番と13番は担当でございますので、一緒に。これもですね、再設定で、借人の方も、両方ともばりばりやっておりますので、何も問題ないと思います。許可相当と思います。
- 議長（寺田誠一君） はい、ただいま、12、13、一括して説明が終わりました。

次、14番お願いします。

○13番（丸山近信君） 13番、丸山です。貸人の労力不足と相手方の要望により、何らないと思います。許可相当と思います。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございました。次、15番お願いします。

○30番（中尾新一君） 30番、中尾です。15、16は同じ案件ですので、一括して申します。貸人は高齢で、後継者もいませんので労力不足ということです。また、借人は、今、規模を拡大をして米作りに励んでいます。耕作放棄地の解消にもなると思いますので、許可相当と判断します。以上です。

○議長（寺田誠一君） ありがとうございます。ただいま、15、16、一括してご説明が終わりました。次、17番お願いします。

○19番（田上一君） 19番、田上です。貸人の方は高齢でもあるし、経営縮小ということで、相手方の要望です。借人の方は、息子さんたちも頑張っておられるので、仕事内容は・・・問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございました。次、18番お願いします。

○3番（西川英文君） 3番、西川です。議第74号の2番で説明したとおりです。許可相当と判断しました。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございました。次、19番お願いします。

○7番（島村隆雄君） 7番の島村です。労力不足と規模拡大ということで、借人は76歳ですが、元気でございます。許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、20番お願いします。

○30番（中尾新一君） 30番、中尾です。21も同じあれですので、一緒に報告します。20番の貸人は、会社勤めをして農業はしていませんので、労力不足ということです。また、借人は、米と苺の専業農家で頑張っておりますので、許可相当と判断します。また、21番の貸人は、これまた高齢で、息子さんは会社勤めをしていますので、労力不足ということです。借人は、相手方の要望ということで、許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） ありがとうございます。ただいま、20番、21番、一括して説明が終わりました。担当委員の説明が終わりました。他に、ご質問、ご意見ございませんか。はい、どうぞ。

○・・・番（・・・君） どうぞ、どうぞ。

○・・・番（・・・君） 10番についてを質問いたします。リトウワンのJRの辺りの、クマノセのJRの辺りの・・・の、これはハウスかなんかがある。

○37番（石本和成君） これは、ハウスしとらすです。

○・・・番（・・・君） ああ、ハウスと。20,000円は自分の仕入ですか。

に異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（寺田誠一君） ありがとうございます。異議がないものと認め、議第75号は許可することに決定をいたします。

次に、議第76号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。10番の申請者が、農業委員さん本人となっております。農業委員会法第24条並びに農業委員会規則第10条の規定に基づく議事採用の制限により退席をお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第76号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成23年12月27日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑、1,064㎡、他28筆、計10,188㎡を、農業者年金受給に伴う経営移譲で、平成24年1月1日から20年間契約をするものです。

2番、天水町の申請人で、申請物件が中坂門田の畑、1,631㎡の内、持ち分2分の1、他4筆、計6,550㎡を農業者年金受給に伴う再設定で、平成23年12月27日から20年間契約をするものです。

3番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田、736㎡の内700㎡、他1筆、計1,171㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成23年12月27日から10年間契約をするものです。

4番、六田と横島町の申請人で、申請物件が横島町の田、532㎡、労力不足と相手方の要望により、平成23年12月27日から5年間契約をするものです。

5番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑、299㎡の内240㎡を、相続により取得したものを、農業者年金受給のため、平成23年12月27日から9年間契約をするものです。

6番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田、928㎡、他10筆、計15,200㎡を貸付地返還により、農業者年金受給のため、平成23年12月27日から10年間契約をするものです。

7番、天水町の申請人で、申請物件が田崎の畑、5,659㎡の内、持ち分3分の2、他2筆、計4,383㎡を農業者年金受給に伴う再設定で、平成23年12月27日から10年間契約をするものです。

8番、天水町の申請人で、申請物件が田崎の畑、8,376㎡の内、持ち分2分の1を農業者年金受給に伴う再設定で、平成23年12月27日から10年間契約

をするものです。

9番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田、312㎡、他9筆、計10,716㎡を、農業者年金受給に伴う経営移譲で、平成24年1月1日から10年間契約をするものです。

10番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田、1,909㎡を、労力不足と規模拡大により、平成23年12月27日から5年間契約をするものです。

11番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑、1,094㎡、他10筆、計11,049㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成24年1月9日から40年間契約をするものです。

12番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑、16㎡、他5筆、計5,098㎡を、農業者年金受給に伴う経営移譲で、平成24年1月1日から20年間契約をするものです。

13番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑、1,073㎡、他16筆、計18,032㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成24年1月1日から20年間契約をするものです。

14番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑、156㎡、他28筆、計26,627㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成24年2月1日から20年間契約をするものです。

15番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田、2,769㎡、他13筆、計12,257㎡を、農業者年金受給に伴う経営移譲で、平成24年1月1日から30年間契約をするものです。

16番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑、1,530㎡、他10筆、計12,047㎡を農業者年金受給に伴う再設定で、平成24年1月1日から15年間契約をするものです。

17番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑、2,851㎡、他12筆、計12,862㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成24年1月23日から20年間契約をするものです。

18番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑、226㎡、他21筆、計16,602㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成24年1月31日から20年間契約をするものです。

以上18件、169,651㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断しましたの

でご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） ありがとうございます。説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。1番、お願いします。

○33番（岡本大助君） 33番、岡本です。1番と2番と5番を一括してしたいと思っています。1番におきましては、農業年金受給ということで、今年から20年間の契約でございます。2番もですね、農業者年金受給ということで、これは再設定で20年間の契約と。5番におきましてもですね、農業者年金受給ということで、相続により取得されたものをですね、面積は少ないですが、これは去年ですね、農業者年金受給ということで設定をしておられますので、この年数におきましてはですね、昨年度の年数と合うようにして9年間の設定をされております。以上許可相当と判断しております。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。ただいま、1番、2番、5番を一括して説明が終わりました。次、3番お願いします。

○21番（堀本義寛君） 21番、堀本です。2年間の、拘束してありますけども、労力不足と相手方の要望で、許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。次、4番お願いします。

○26番（松下善伸君） 26番、松下です。貸人の労力不足と、借人の相手方の要望ということになっていきますけども、これ、今まで小作されていた分で、借人が認定農業者じゃないために、今回、3条で申請されるものです。許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。次、6番お願いします。

○7番（島村隆雄君） 7番、島村です。農業者年金受給ということで、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。次、7番、8番、一緒にいいですかね、一括してお願いします。

○37番（石本和成君） 37番、石本です。農業者年金受給のためのもので、再設定でございますので、許可相当と判断しました。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。次、9番お願いします。

○30番（中尾新一君） 30番、中尾です。貸人、借人は親子関係で、農業者年金受給のための経営移譲で、許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。次、10番お願いします。

○7番（島村隆雄君） 7番、島村です。この物件は耕作放棄地を農業委員が・・・た・・・が作られるということです。許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。次、11番お願いします。

○33番（岡本大助君） はい、33番、岡本です。11番、13番、14番、一括し

て説明していきたいと思います。11番、13番、14番。11番も農業者年金受給ということで再設定でございます。13番におきましても同じく再設定でございます。14番ですね、農業者年金受給ということで再設定でございます。これも、後継者がしっかりした人で、頑張っておられます。許可相当と判断しております。以上です。

- 議長（寺田誠一君） ありがとうございます。次、12番お願いします。
- 35番（平野和昭君） 35番、平野です。親子関係で、農業者年金受給のための経営移譲ということで、何ら異議もなく許可相当であると判断いたしました。
- 議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。次、15、16の担当委員さんが一緒だろうと思いますので、一括してお願いします。
- 34番（早高義徳君） はい、34番、早高です。農業者年金受給のための経営移譲でありまして、何ら問題ないと思います。続きまして、16番も親子関係でございまして、農業者年金受給のための再設定でございます。よろしくをお願いします。
- 議長（寺田誠一君） ありがとうございます。次に17、18を説明者が同一人ですので、一括してご説明をお願いします。
- 38番（小田募君） 38番、小田です。両方とも農業者年金受給のための再設定ですので、許可相当と判断します。
- 議長（寺田誠一君） ありがとうございます。説明が終わりました。担当委員の説明が終わりました。他に、ご意見、ご質問ございませんか。
- ・・・番（・・・君） あります。
- 議長（寺田誠一君） はい、どうぞ。
- 5番（星野泉君） 11番についてでございますが、貸人の方が84歳で40年間の・・・・・・・・・・124歳までと思う。こういうのが、でくつとですか。
- 主査（西山美和君） 担当の方から、一応、農地ですね、・・・・の相続期間の特例としてですね、農地法第19条の、農地法が改正になりましたので、20年とあるのを、50年とするということで、特例としてありますので、本人さんたちが40年ということで申請されておりますので。
- 5番（星野泉君） 亡くなられたなら、死んでしまったら、いかんわけですか。このまま継続するわけじゃなかですか、40年間。
- 主査（西山美和君） 亡くなられてもですね、使用貸借の期間は、借りられている方、それまで期間が。
- 5番（星野泉君） 死なんわけ。
- 主査（西山美和君） はい。
- 5番（星野泉君） 死なんわけ。

- 主査（西山美和君） はい、生きてきますので。
- 5番（星野泉君） ほお。
- 17番（取本一則君） ちょっといいですか。じゃ、その人が亡くなったとして、その相続権者が貸さんと言ってきたら。40年間約束すると言っても、もう相手が・・・・・・30年か40年生きとっど、契約の方が・・・・・・。
- ・・・（・・・・君） 契約の方が生きとる。
- ・・・（・・・・君） 解約がでけんならば、そのまま。
- ・・・（・・・・君） お2人の合意で解約か、そのまま続けられるかです。
- 21番（堀本義寛君） ちょっと待った。となると、企業が借りる場合も同じですか。
- 主査（西山美和君） は？
- 21番（堀本義寛君） 企業。
- 主査（西山美和君） 企業という場合。
- 21番（堀本義寛君） JRならJRとかあるでしょうが。・・・あるたい。借りる場合の・・・・法人で借りて。
- 主査（西山美和君） え？その農地法に定めたのは、違うところでされるかで、委員会でもた。
- 21番（堀本義寛君） 法人の代理では借りるわけでしょうたい。
- 議長（寺田誠一君） 法人のね。
- 主査（西山美和君） はい。
- 議長（寺田誠一君） 法人の場合が同一の方法でも、借りれるかどうかという意味で、農業者の場合・・・・法人の場合はできますかという、一般論の話。
- 主査（西山美和君） ああ、ちょっと、使用貸借の方ですか。
- 議長（寺田誠一君） はい。
- 21番（堀本義寛君） 例えばですよ、そこの、この間の会合の方が、町の土地を借りられた。その人は、新規就農者になられた。農業者になられたわけですよ。その人が、その間全部借りた土地をですよ、40年間借りることができるわけですかいね。
- 主査（西山美和君） はい。
- 21番（堀本義寛君） ていうことは、あげたっちゃうことも、いっちょんわからんたいな。
- ・・・番（・・・・君） 40年間借りて。
- 27番（杉本征子君） ちょっといいですか。使用貸借の場合は、片方が亡くなられた、それで使用貸借は終了するのではないのでしょうか。貸貸借と使用貸借の違いを。
- 主査（西山美和君） 使用貸借の場合はですね、借りられた人が亡くなった場合は、

それまでなんですけれども。

○27番(杉本征子君) はい。

○主査(西山美和君) 貸した人が亡くなられた場合は、また続いて、それまでの期間で続いていく。

○27番(杉本征子君) ということは、40年間続くという。

○21番(堀本義寛君) だから、私が言いたいのは、さっき言った、死んでしまったらですよ、死んでしまったら、そうやって名義を変えて、名義になるならですよ、納税者となられて、買い替えた場合と同じでしょう、やり方としては。農業者が借りるわけだから。それで、40年間できるわけですか、それも、同じように。

○・・・(・・・君) それは、もうお互い合意で、契約されるわけですから。

○21番(堀本義寛君) だけん、まあ一応、それはありますよって、向こうが言って、契約してサインをお願いしますって言ったら、できるわけですかね。

○・・・(・・・君) 一応、特例で、賃貸借相続特例で、一応20年とあるのを50年ということ。

○21番(堀本義寛君) それで、40年間は、ちょっといいですか。40年間は、じゃ、相手が亡くなられても、借主の権利で返さんちゃよかわけたい、返さんなら。どがん相続人が返してくれって言ったっちゃ。

○・・・(・・・君) 一応、続いていくということですよ、権利が。

○21番(堀本義寛君) 借つとの・・・・・・そうずっと、その40年間長かな・・・・・・40年間は、この時点でもう、相手に40年間は・・・・・・わけたいね。ずっと。そが簡単にはいかんでしょ、その財産、その相手、貸す人がよ、自分の相続人によ、全部相続人にサインバカンならね、50年なら50年にしとってね、だれかに、違う人に、第三者にね、しとつとしゃか、相続人がそれはできんたい、死んだっちゃ。もう貸した、契約したっちゃ、2、3年先死なすかもしれんけんね。・・・・あとはあんた、37年間は貸したままじゃないですか。

○17番(取本一則君) これは、親子関係ね、親子関係ですたいね。そうずっとしゃか、他に、相続人がだれかおつたとすつたい。相続権者がだれか、他にあと1人おつたと。

○・・・(・・・君) 他にね。

○17番(取本一則君) 40年間をその、この人が、よかちゅうこつでしょうが。

○・・・(・・・君) この方の場合はですね、1人ということですね。

○17番(取本一則君) いやいや、もしも2人おつた場合。今、1人と言うとるばつてん。1人なら、もうこの人にやると同じことだけんね。もう、だれも、おつとるめえて、なんもおらんわけたい。・・・・てくるわけだけん。2人おつた場合は、そ

の他の人には絶対譲らなきゃいかんわけね。その子のその片一方が死んだら、また、その子の届けが・・・・あとから子供までおおごつする。そがんとが、でくっというなら。

○議長（寺田誠一君） このことについてはですね、双方が協議の上、もう合意をされていることございますので、それ以上のことについては、もう法が許す範囲内で、そういう法改正ができておりますので、一応、よろしくご協力のほどお願いします。また、そういうことで、この件については、・・・・ですか。

（はいの声）

○議長（寺田誠一君） 決議案の方、他にご意見、ご質問ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） ありがとうございます。異議がないものと認め、議第76号は許可することに決定をいたしました。

○17番（取本一則君） ちょっと聞いていいですか。

○議長（寺田誠一君） どうぞ。

○17番（取本一則君） ちょっといいですか。これは、契約決めにくる期限はないんですか、上限。

○・・・（・・・君） 50年で。

○17番（取本一則君） 50年まで。

○議長（寺田誠一君） よろしゅうございますね。

○17番（取本一則君） はい、はい。

○17番（取本一則君） 続いて、議第77号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務より説明お願いいたします。

○事務局長（永井正治君） はい。議第77号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定により許可があった下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成23年12月27日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が岱明町の畑、205㎡で、この案件につきましては、昭和48年6月に鶏舎及び物置として転用許可済の物件でございます。許可後、申請地が自宅住まいということで、鶏舎を併設されましたが、その後3年後に取り壊されて、物置は自宅の宅地内に建設されております。それで、今回、娘さんが住宅を建てようとして、宅地への地目変更を、登記の手続きを行われましたけども、取り壊して、

その後宅地への地目変更を行わずに、そのままの状態に現在に至っておったために、登記所の方から宅地への登記はできないということで、改めて、今回、娘さんの個人住宅を建設するとして、計画を変更されるものでございます。

以上です。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございました。説明が終わりました。受付番号1番、担当委員の説明をお願いいたします。

○24番（吉田道子君） 24番、吉田です。今、ただいま事務局の方から詳しく説明がありましたとおり、何も問題はないと思いますので、許可相当といたします。

○議長（寺田誠一君） ありがとうございます。担当委員の説明が終わりました。他に、ご意見、ご質問ございませんか。ございませんか。

（はいの声）

○議長（寺田誠一君） それでは、ないようですので、採決に移ります。農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可相当と議決決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） ありがとうございます。異議がないものと認め、議第77号は許可相当と意見決定することに決定いたします。

次に、議第78号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） はい。議第78号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成23年12月27日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が横島町の田、559㎡で、転用目的が海苔乾燥施設、農業用倉庫及び漁業用の倉庫です。農地区分は概ね10ヘクタール以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は、原則キュウカでございますけれども、今回の申請地は土地改良事業で、その施工に係る地域の内、農用地以外の利用に供する以外で、非農用地区域の農地でありますので、例外規定により許可可能であります。

2番、申請物件が玉名の田、903㎡で、転用目的が木造2階建て8戸の共同住宅です。農地区分は上下水道が埋設された道路沿い、かつ玉陵中学校に隣接し、玉名小学校から約350メートルに・・する農地で、第3種農地と判断しております。以上2件、1,462㎡を提案申し上げております。

申請内容を農地転用許可基準、全ての項目ごとに適合するか否か審査いたしました結果、いずれも不都合がないものと判断し、ご提案いたしております。地元農業

委員さん同道の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より、順次、担当委員の説明をお願いいたします。1番お願いいたします。

○30番（中尾新一君） 30番、中尾です。これは、24年前に父親がされたもので、申請人はこの頃は会社に勤めていますので、このことは全く知らず、父親も亡くなり、今度の基盤整備事業でわかったことです。これからは、こういうことがないように注意すると言っています。周りも自分の土地ですので、迷惑かけることはないと思いますので、仕方がなく許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） あ、すみません。私らの進行がちょっとまずかったものから、地元委員さんにご迷惑かけました。手前で事務局から説明するところ、けずらしておりました。・・・に申しわけございません。事務局から地元の意見を願います。

○事務局（・・・君） 事務局の方からになりますけれども、1番につきましては、始末書がつけられていますので、朗読させていただきます。

○事務局（・・・君） — 1番の案件について始末書朗読 —

申請地に隣接する・・・・・・・・・・農業と漁業・・・より、農地に住居と農業用倉庫を建設して使用しておりました。手狭になったこともあり、申請地に昭和62年に農業用倉庫を、平成6年に隣接する土地と申請地に海苔乾燥用の作業所と水槽、さらに、ゾウヘンに倉庫を新築し使用してまいりましたが、この度、住まいの建て替えをするに当たり、敷地を調査したところ、申請地が農地であることを聞きました。・・・により、イッタンとして使用してきたため、宅地だと思い込んで新築し使用してきたものであります。この間の真意につきましては、全て私の過ちから生じたものであり、皆さま方に不満を、ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫びいたします。今後は、・・・したい、土地を知った上、2度とこのようなことがないように、十分注意いたしますので、なにとぞ寛大なご処置、ご指導をお願いいたします。以上です。

○議長（寺田誠一君） 一応、事務局から説明が終わりましたが、これは、今回このことについて、ちょっとご提案しとりましたけど、一般的にはですね、横島の基盤整備をした時点で、もう、こういうのは・・・これでいいよ、ということでもありますようですので、横島出身で、しかも、現職の事務局長さんがここにいらっしゃいますので、この辺のことについて、今後のこともございますので、改めて・・・をお願いしたいと思います。どうぞ。

○事務局長（永井正治君） 旧横島町の方ですね、大開地区の補助整備を行っており

ます。今年で、事業完了になるかと思えます。それとあわせて、クバル地区というところでもやっております。そこで今回、確定測量に伴ってですね、最終年度で確定測量するわけですが、元々農地であったところにつきましては、おそらくいいですか、現実的に小さい面積が、昔の登記面積とずれているところがあります。それで、宅地の部分と農地の部分についての境界も、明白にできていないところもありまして、今回、その宅地の方を固定しまして、農地を補助整備で配分するという形になります。それで、旧宅地の部分と現在の宅地の部分の誤差につきましては、非農用地区域ということで、補助整備の中で、そういう設定をしまして、農地じゃない部分ということで補助整備を事業の中で設定することができますので、そういうことで今回、宅地の部分については、十数件、こういう大開地区については出てきておりますし、おそらくクバル地区についても、補助整備のところについては出てくるかと思えますので、今後こういう案件が出てくる可能性があるかもしれないです。だから、補助整備すると必ず、宅地と農地の境界のちょっとずれがありますので、こういう非農用地設定というところは、出てきますので。それにつきましては、事業ごと一括して指定を受けますけども、農地のグバイ、あるいは農地提供につきましては区別に申請ということで、なりますので、今回はこのイチノセということで、こういったのが上がってきております。ですから、今後こういう地区については、こういう案件が上がってくるかと思えますので、ご協力お願いいたしたいと思います。以上です。

○議長（寺田誠一君） はい、ただいま、それぞれ地元担当委員・・・・・・担当した、あるいは事務局長から詳しくご説明がありましたとおりでございます。これで、他にご質問はございませんか。

○36番（藤川賢一君） あの・・・・・・今・・・・・・でけとったいですたいね。ほっで、・・・・・・全然そがんしたことは、もう考えないで、その辺の・・・・・・ほっで基盤整理をした状態です。ほっでやっぱ、その舗装したけん、そがんしたのの農用地が宅地にもできるようなあれが、でけたってことですね。天水なんか一番初めにしとったけど、全然そういう、あがんとはなかったですね。

○事務局（・・・・君） 農振地域が、47年か、48年というのが農振法が施行されとっですよね。

○15番（西木美津子君） 47になってる、47年ぐらいから。

○事務局（・・・・君） そのときに、きちっと線引きしてあると思うとですよ。だけん、その以前のやつについておそらく、あんまりそこまで。

○36番（藤川賢一君） 考えてなかった。

○事務局（・・・・君） じゃろうと思うとですよ。

- 36番（藤川賢一君） ああ。
- 事務局（・・・君） まあ、ちょっと。そして、そのあとですね、・・・市庁舎もで、住民課で1回宅地の確定はしてあつとですけど、それ以前のまた、相続と・・・。
- 36番（藤川賢一君） わが家の、タカナバトっじゃ同じとば頼んで・・・。
- 事務局（・・・君） それは・・・ならば農用地区域としての設定をして、あとは・・・申請ばしてくださいということです。
- 議長（寺田誠一君） すみません。一応、時間まで説明を受けた・・・。
- 15番（西木美津子君） ・・・。
- 議長（寺田誠一君） はい、2番お願いします。
- 15番（西木美津子君） はい、・・・農林水産が設置されて、道路沿いで玉陵中学校に隣接し、玉名小学校から350メートルの場所で、ヒゴ駅から近く、立地条件も、より環境もよいために・・・ました。総合住宅のトイレの2階建てで、各室、各店舗の間取りを見て、・・・方は北側、西側の道と同じ・・・、所在地はブロック塀を建設中。キュウハイジュウ住宅は、19号棟は北側の市道の・・・側より・・・は北側の方に、道路の側溝に・・・。生活排水と下水処理はリンセツを付けた位の枡を経由し、北側市道の設置キュウハク管に放出するです。・・・計画は・・・する、・・・への対応、隣接農地の市道、・・・の出した流出のないように放出する・・・です。・・・は隣接地の・・・上では・・・耕作への影響はありません。現地調査してきて、許可相当と判断いたしました。以上です。
- 議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。私が議事進行に・・・からちよつと混乱きましたけど、先ほど、1番のところで、ちよつと意見集約をしていただいたような結果になりましたけど、1番、2番、一応、担当委員の方からの説明が終わりました。改めまして、この件についてのご質問、ご意見ございませんでしょうか、他に。
- 35番（平野和昭君） ということは、この1種農地で、農用・・・地。
- 議長（寺田誠一君） 1番ですね。
- 35番（平野和昭君） はい。広告縦覧中ということは、除外申請もあるですたい。除外申請した。
- 議長（寺田誠一君） そうです。もう、・・・の委員会にかかっているわけです。
- 35番（平野和昭君） その、広告縦覧中ですか。
- 議長（寺田誠一君） そうです。他にございませんか。ないようですので、採決に移ります。

農地法第4条農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定する

ことに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第78号は許可相当と意見決定することに決定いたしました。

次に、議第79号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第79号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成23年12月27日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、親子間での使用貸借で、申請物件が下の田、500㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は概ね10ヘクタール以上の一団の農地内にある農地の、第1種農地と判断して。第1種農地は原則キュウカでございませけれども、住宅その他の申請に係る土地の所有権地域において、居住する者の日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されるというものというふうで、例外的に許可が可能であります。

2番、申請物件が天水町の田、429㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、住宅の連関区域に隣接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に、物件は代替地がないものと判断しています。

3番、申請物件が松木の田、939㎡で、転用目的が貸事務所、貸資材置場及び16台分の貸駐車場です。農地区分は都市計画指定時に、農用地区域外の農地で、第3種農地と判断しております。

4番、申請物件が寺田の畑、352㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は都市計画の指定する農用地区域外の農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が岱明町の畑、274㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連関する区域に隣接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

6番、・・・議第77号1番との関連で、親子間での使用貸借です。申請物件は岱明町の田、205㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、住宅の連関する区域に隣接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

7番、申請物件が天水町の畑、36㎡、他1筆、計384㎡で、転用目的が個人住宅及び進入路です。農地区分は住宅の連関する区域に隣接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

8番、申請物件が石貫の畑、297㎡、他1筆、計300.31㎡で、転用目的

が個人住宅及び道路です。農地区分は、農業公共工事の対象となっていない……間の転換性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

9番、申請物件が月田の田、登記地の方は田になっております。911㎡、他2筆、計1,981㎡で、転用目的が表土置場です。農地区分は新山間地域に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

10番、申請物件が中の畑、344㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は都市計画の指定する農用区域外の農地で、第3種農地と判断しております。

以上10件、5,708.31㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準、全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元委員さん同道の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議お願いします。

○議長（寺田誠一君） ありがとうございます。説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。1番お願いします。

○13番（丸山近信君） はい、13番、丸山です。貸人、借人は親子関係で、場所はですね、広域農道のシンベイジュのちょうど西側です。それで、西、真北か、土地が低いので、広域農道の高さに80センチぐらい上増しするということです。それから、宅地内……を設けて、それから排水は家庭浄化装置にして、そして流すということで、特に問題はなく、許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。次、2番お願いします。

○36番（藤川賢一君） 36番、藤川です。さっき事務局の方から説明されたとおりでございます。場所といたしましては、天水のなごみタウンご存知ですかね、あそこの、もうすぐ隣接でございます。今まで何回も農業委員やってきて、住宅ができたり、それで、隣接がもう住宅がそっち貸しならんです……というございまして。それで、給水としましては、ボーリングをするということでございます。それと、とにかくまあ、排水につきましては裏の後ろの方に、下水を作って三方張りの、何ていうんですか、あれをロープば付けて、その場所に流すということでございます。ほつで、もう隣接と、そこがちょっとですね、昔、どぶ立ててあったですたいね。水田の。ああいうところでございますので、1メートルぐらいついたてばして、作っていくということでございます。隣接もそういう、ついたてになっている関係で、何の問題もないんだと思います。許可相当ではないかと判断しました。

以上です。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。次、3番お願いします。

○3番（西川英文君） 3番、西川です。譲受人がですね、これは、会社を経営されておりまして、今、その会社の隣接地の土地を、個人で購入して会社に貸すという形だそうです。それで、貸人……これに、……となっております。それで、生活排水の方は、大きな下水道に接続すると。駐車場は堆積・土を敷き詰めて自然浸透と、あるいは溢れたものは道路側溝方に流すということで、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） ありがとうございます。次、4番お願いします。

○12番（本田多美子君） はい、12番、本田です。この譲受人は現在アパート住まいをされており、将来を見据えて住宅の建築を考えられるようになりました。譲渡人は、この方のおばさんで、おばの所有する申請地ということで、特に……建設するということで。給水計画は、市の水道、市営水道、露は地下浸透により処理する。オーバーフローの分は、……によりろ過の上、東側道路側溝に排水されます。生活排水、汚水は、合併浄化槽により処理の上、同じく東側道路の側溝に排水されます。現地を調査しましたところ、完成後も近隣農地の悪影響は考えられず、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） はい、次、5番お願いします。

○20番（原口邦弘君） 20番の原口です。5番の説明をいたします。譲渡人、譲受人は、祖父、孫の関係になります。計画者は現在熊本市のアパートに賃貸をして住んでおります。職場が、祖父共に玉名市内であります。その、2人の子供と4人、来春は子供が小学校に入学するために、実家近くの祖父の土地を……個人住宅を建設するということです。給水は市の上水道を利用します。生活排水は地下ケイジョウトソウを設置して、下水も汚水枡より、そこに流します。現地は東側、北側は道路に面しておりまして、南側、西側は祖父の土地でありますので、何ら問題はないと判断をいたしました。許可相当と認めます。

○議長（寺田誠一君） はい、次、6番お願いします。

○24番（吉田道子君） はい、24番、吉田です。先ほど5条に出てきましたとおり、貸人と借人は親子関係であり、貸人の両親が高齢であるため、将来を面倒見るために親の側に転居してくることを計画いたしました。現地は、見に行きましたところ、県道沿いであって日当たりもよく、個人住宅には適したところでした。給水方法といたしましては上水道を利用し、生活排水は公共下水道を利用する。利水は水道側溝へと流したいと。今、隣接者には迷惑をかけないようにするというので、何も問題はないと思いますので、許可相当と認めます。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。次、7番お願いします。

○33番（岡本大助君） 33番、岡本です。個人住宅及び進入路の建設ということで

ございます。譲渡人と受人はですね、渡人の孫になります。その譲渡人の自宅のすぐ近くですけれども、その土地がですね。建てるということでございます。給水方法といたしましては、ボーリングを掘ります。利水についてはですね、地下浸透により排出しまして、・・・・・・におきましてはですね、溜め枡により、許可上、南側の水路に排出するというので。それから、生活排水及び汚水はですね、合併浄化槽により、処理した上、同様に南側の水路に側溝に排水をするということでございます。導線中にはですね、ミナミコースということは、近くにはあんまり住宅はありません。2、30メートル先にはあるんですけども、隣接しておりませんので、被害をかけるということはないと判断しております。以上のようなことで問題はないと思います。許可相当と判断しております。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、8番をお願いします。

○17番（取本一則君） 17番、取本です。譲受人は現在、玉名の人ではありませんで、山田の方にアパートを借りて住んでおられます。玉名市内の測量会社に勤務をされておまして、子供さんも増えたので、住宅を土地を探していたところ、仕事柄、石貫の方で測量の仕事をやっていたところ、小学生が通りかかって、気持ちよく挨拶をして行ったのに感動されて、子供を育てるんだったら、こういう石貫みたいなところは是非建設したいということで、この土地を求められたということでございます。土地につきましては、一方、西側が玉名市の市道でございます。南側が法定外の特許2区の市道でございます、二方を道路にしてこう。雨水につきましては、柵内で処理いたしまして、道路との境界にはL型の排水ろ過装置を設置いたしまして、柵内で雨水は枡で処理し、市道側溝に出すということです。柵内の、住宅内の汚水等につきましては、家庭が使いよる汚水につきましては、合併浄化槽により処理し、隣接の市道側溝に放出するというのでございます。上水道につきましては、玉名市の市水が、隣接の道路に入って来ておりますので、それから引き込み飲料水として使用するということでございます。市道側溝も全部見ました。市道側溝がですね、勾配があまりなかったもんですから、本人さんに言って、合併浄化槽の放流口から出る処理水が、将来、近隣住宅にですね、におい等が発生しないようにですね、道路勾配、側溝勾配をですね、スムーズに流れるような処理をしていただくようお願いをして帰りました。他には何も問題がないようでしたので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（寺田誠一君） ありがとうございます。次、9番をお願いします。

○16番（河野征史君） 16番、河野です。譲渡人は、若いときに福岡の方に出られ

てから、もう何十年間という耕作放棄地になっておりまして、言うならば、今、現地を見に行きましたけど、また更に、竹やぶになっておりまして、ちょうど場所は菊水と玉名市の境ですけど、夜はもう、あそこに息子さんが、なんかおられる。登記地になっておりました。それで、言うならばひとブロック、土地を受人の方がひとブロックで4メートルぐらいの高台に積み上げて、・・・・からその雨降ったら流れそうなひとブロックで囲うような形になりますので。言うならば、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） はい、ありがとうございます。次、10番お願いします。

○3番（西川英文君） 3番、西川です。ここは住宅地の中の農地で、全面を上下水道を持ってありますし、それに接続するというのと、軽い整地のみでできるということで、周囲にあんまり問題はないと思います。許可相当と判断しました。

以上です。

○議長（寺田誠一君） ありがとうございます。ただいま、担当委員さんから、それぞれ説明が終わりました。他にご意見、ご質問ございませんか。はい、どうぞ。

○35番（平野和昭君） 9番について、ちょっとあの。委員さんというより事務局の方にちょっとお尋ねしたいと思えますけども。私が、今、携わっております農地についてですね、ある解体業者の方の情報を取得したいという気持ちがあります。ところがここは、実際水田でありまして、集落内の水田で、結局はすぐ宅地になるような場所なんです。それで、農家でもなんでもないもんですから、そこを農地としては、もちろん買えないんですけども、産業廃棄物なんかを仮置場みたいにして買おうとするのは、どういう、それはどうしたらいいんですか。

○事務局主任（宮田正文君） 所在地は。

○35番（平野和昭君） 所在地は・・・・の新橋を・・・・とこです。

○事務局主任（宮田正文君） ・・・・・・・・・・。

○35番（平野和昭君） いやいや、・・・・の中に・・・・。

○事務局主任（宮田正文君） あすこは、でも、・・団地、まわりはビニールハウス・・・・のところの・・。

○35番（平野和昭君） はい。

○事務局主任（宮田正文君） 産業廃棄物っていうことになりますと、農地法、許可・・・・ありませんので、産廃関係の関係課へですね、そちらの方での許可もいることであるかどうかということ・・・・だと思います。それで、通常であれば、その資材置き場っていうことであればですね、・・・・今回・・・・取得されて、資材置き場として利用されるのであれば、転用の許可・・・・思われますけども。

○6番（永田知博君） 実際その、・・・・なんも・・・・それでも本当

は・・・見える・・・使用する・・・・・・・・・・資材置場って言えば自由にできるわけ。産業廃棄物の・・・・・・・・。

○事務局主任（宮田正文君） 環境整備課になります。

○6番（永田知博君） わかりました、すみません。

○議長（寺田誠一君） 他にご質問、ご意見ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） それでは、ないようでございますので、採決に移ります。

農用法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第79号は許可相当と意見決定することに決定いたします。

続きまして、議第80号、農用地利用集積計画の決定について、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第80号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成23年度農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について、次のとおり意見決定するものとする。平成23年12月27日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

別紙、農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市より意見を求められております。26ページから44ページまでの215件の集積です。所有権移転が2件の3,890㎡、利用権設定が213件の649,125㎡、合計215件の653,015㎡の集積でございます。

参考資料として、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画調査書を配付してありますとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、ご提案申し上げます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。他に、この件について、ご意見、ご質問ございませんか。はい、どうぞ。

○12番（本田多美子君） 1番の集積員は、本田多美子になっております。これは、早坂委員が頑張った分だと思えますよ。それで、この土地が、私のしたことになっても、頑張った集積員の方の名前を書かないと、申しわけないし。それで、申しわけない。・・・人だけ。順番はですね、これは私が頑張った何件も集積した分、嶋田委員に並べた。だから、こういう・・・ですね、集積した委員は。だから土地に関係なく、担当地区のあれに関係なく、その集積した委員の名前を書

いていただけないでしょうか。

○事務局長（永井正治君） はい、わかりました。今後、気を付けて頑張って……。

○…番（…君） それに関してですよ、委員に対しての連絡の…ほしかわけ…。どうやって見ていくかを…委員に…連絡してもらえると助かる……。

○事務局長（永井正治君） ……するようにということで、申し上げておりますけども、まだ徹底されておられませんので、今後徹底するようにですね、したいと思います。

○…番（…君） ていうか、50番なんで、うちの部落の…早坂委員…連絡網とか……。以上です。

○事務局長（永井正治君） 以後、十分気をつけるようにして指導してまいりたいと思います。

○議長（寺田誠一君） 他にございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） 他に、ご質問、ご意見ないようですので、採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） ありがとうございます。異議がないものと認め、議第80号は意見決定することに決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（寺田誠一君） 次に、報告33号より35号まで一括して事務局より説明をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 45ページをお願いします。報告第33号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成23年12月27日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。今回は24件の解約通知書を受理しております。

続きまして、51ページをお願いします。報告第34号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成23年12月27日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。今回は1件の届出を受理しております。現在、水稻の作付けを行っておらず、今後も管理しやすいように…と盛土して野菜の作付けをし、畑として利用されているようでございます。

次に報告第35号、許可書返納届について。下記の物件は、県知事許可の後に許可書返納の届出があったので報告します。平成23年12月27日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。今回4件の許可書の返納です。この、いずれの案件も農業委員会において、農地転用後も新事業に目的が達成されずに、農地の状態で現在に至っている案件を調査し、事業所と協議した結果、今後も目的が達成できない案件について許可書を返納するものでございます。

以上、ご報告を終わります。

○議長（寺田誠一君） 事務局から、一括して報告がございました。他に、ご質問ございませんか。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（寺田誠一君） ないようですので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。慎重なるご審議のほど、ありがとうございました。これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後3時35分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成23年12月27日

玉名市農業委員会会長 寺田 誠一

農 業 委 員 吉田 道子

農 業 委 員 松下 善伸